

時事会計 No. 21

米企業改革法と会計・監査
: 変わる企業統治と会計・監査

03年5月30日 日経新聞

03年6月21日 日経新聞

Key words: 企業改革法（サーベンス・オクスレー法）、情報開示委員会、委員会等設置会社、上場企業会計監督委員会（PCAOB）、米資本主義、企業統治、執行と監視、社外取締役

大恐慌以来の市場改革といわれる「企業改革法（サーベンス・オクスレー法）」が昨年7月に成立した。その会計・監査への影響については、本シリーズの No.6「エンロン問題と米企業会計への不信」および No.8「米国不正会計の根っこにあるもの」で取り上げた。その後、このテーマに関しては、繰り返し新聞・雑誌などで幾度も報道されている。

要するに、経済の重要なインフラとしての企業会計への不信を払拭するために、大恐慌以来これまでにない規制強化が「上」から——自主規制から国家的規制へのシフト——行われるようになったということである。資本市場の番人としての役割を担う監査法人をさらに監視する「上場企業会計監督委員会（PCAOB）」はその象徴的存在であり、いわば資本市場の「番人の番人」である。

さて、SECは企業改革法を受けて、NYSEに上場している外国企業にも情報開示委員会を設けるよう求めていたが、これに対応して三菱東京ファイナンシャル・グループが邦銀で初めて「情報開示委員会」を設置した（日経5/30、なお、事業会社ではソニー、トヨタが同様に設置している）。

さらに、これも企業改革法で導入されたものだが、経営トップが決算書の正当性につき宣誓署名する（国内では金融庁への「確認書」）。国内向け決算書を宣誓の対象にするのは三菱東京が初めてのことだが、いずれにしても企業改革法に沿って、財務内容を積極的に開示し、企業統治の機能を高めようとしているわけだ。

こうして、米国の一大改革である企業改革法の大波が日本にも押し寄せてきているわけである。

〈さらなる学習のために〉

①**試練の米資本主義**：昨年になるが日経新聞02年11月26日～29日の「試練の米資本主義1～4」、日経新聞02年12月10日～13日の「激震米国株式会社 番人たち①～④」を読みたい。また、雑誌『東洋経済』の03年9/4臨時増刊号「会計不信」がいい教材になる。そのいくつかは、後日、他の参考資料とともに紹介する予定。ここでは、以下の点のみ記しておきたい。

②「委員会等設置会社」か、従来の監査役制度か：米国流の新たな「委員会等設置会社」への移行か、そことも従来の監査役制度の維持か。今、企業統治をめぐるホットなトピックだが、それぞれのモデル企業といわれるソニーと帝人の比較が1つの参考になる。03年3月6日の日経産業新聞でこの2つの企業の試みを追っているは参考になるだろう。なお、ソニーの試みは新聞各紙で報道されているが、例えば先の朝日6/21が参考になる。

③「委員会等設置会社」への移行会社、執行と監視の分離：この4月の商法改正で「委員会等設置会社」に移行する会社はこの6月末現在で約40社（朝日6/21）。新制度移行の要点を2つあげれば、1つは業務「執行」（執行役）と経営「監視」（取締役）との明確な区分、もう1つは社外取締役の活用である。新制度へ移行しない会社も、株主の意向を汲み上げる点を重視しているが、制度とは本来ある種の“強制”であり、いってみれば“性善説”を前提にしてあらたな制度設計はでてこない。

④企業統治と業績効果の相関分析：財務省の財政総合政策研究所の調査報告「進展するコーポレート・ガバナンス改革と日本企業の再生」では、情報公開の積極性と業績との相関の分析結果をだしている（朝日6/21）。それによれば、取締役の報酬などの情報公開に積極的な会社と業績にはプラスの相関がみられるが、現行制度での社外取締役との相関は効果薄と報道されている。その分析結果はともかく、いかにも考えられそうな調査スタイルである。

⑤社外取締役の理想と現実：日本企業の社外取締役の2/3が利害関係者であるとの実態調査がある。週間『東洋経済』10/18号が特集を組んでいるが、「上場会社の社外取締役延べ約1500人のうち、少なくとも約1000人が大株主やメインバンク、同一の企業グループと思われる会社の出身者だった。取引先なども考慮すると、利害関係者はもっと多くなるはずだ」（111ページ）と記されている。これが、現実かと思うと、これは商法改正にかぎらないが、何ごとも制度改革すればよいというものではないことの1つの事例である。特に、日立グループがひどい。そこで挙げられている8社の社外取締役はいずれも日立製作所の出身者ばかりである。これぞ、まさに「絵に描いた餅」、「画竜点睛を欠く」である。

⑥「情報開示委員会」の設置：先に三菱東京ファイナンシャル・グループが邦銀で初めて「情報開示委員会」を設置したことに触れたが（日経5/30）、その後、京セラ、クボタ、TDKなど米上場企業が相次いでいる（日経7/9）。いずれも米企業改革法に対応したものであるが、この新たな委員会の設置がどこまで、企業統治、経営の透明性に貢献しうるか、注目されるところである。

⑦ドイツの企業統治改革：ドイツ型の監査役制度（「監視」と「執行」が未分離）も改革が進展中である（日経6/17）。ここでも、執行と監視が明確に分離区分される方向で改革がなされる。これが国際的な企業統治のかたち（英米型統治）となってきたわけだ。この執行と監視の機能分離、社外取締役、そして情報開示の強化、この3つが企業統治の要を形成している。

（2003年7月）

〈追記：さらなる学習のために〉

企業統治と会計・監査とのかかわりで、2つだけ紹介しておきたい。

1) 金融再生プログラムと会計・監査－①木村剛『竹中プランのすべて』（アスキー・コミュニケーションズ、2003年3月）－

木村剛『竹中プランのすべて』は、木村が編集部のインタビューに答えながら、「金融再生プログラム」をコンメンタール風に解説するという形（逐条解説）をとっている。具体的には、「金融再生プログラム」の3つの柱、すなわち①金融システム、②企業再生、③金融行政のそれぞれ3つの新しい枠組みを3つの章（第2、3、4章）で解説し、その後「なぜ竹中プランが必要だったか」（第1章）、「竹中プランは成功するか」（第5章）を配置している。

「金融再生プログラム」の本丸は、何と言っても、いわゆる「竹中3原則」が網羅されている3つ目の③「新しい金融行政の枠組み」である。したがって、「新しい金融行政の枠組み」を徹底解説している第4章が中心になる。そこには、会計・監査にかかわる事項がもっとも多く登場するだけに、企業統治と会計・監査とのかかわりで焦点になる。

* 詳しくは、ホームページの「書評コーナー」に掲載中の書評を参照されたい。

2) 公正概念と会計・監査－手続公正と純粋公正－

もう1つはやや理論的になるが、公正概念にかかわるものである。

周知のように、昨年7月に成立した米国企業改革法では社長（CEO）および財務担当重役（CFO）は財務諸表の真実性に関する宣誓証明を行う必要がある。しかし、注意すべきはそれがGAAPに基づいたことの証明ではなく（手続公正）、無条件の純粋な公正性の証明（純粋公正）であるという点である。純粋公正の証明に関する判例が今後でてくるなら、それがいかなるものか注目される点である。

そもそも、会計の世界での真実性はいわゆる「相対的真実性」であり、それを支えているのが会計・監査ルールである。つまり、ここでいう「手続公正」であるといえる。それとは性格も次元も異なる「絶対的真実性」が求められるなら、それはいかにして証明可能なのか。

会計数値にかかわる法的判断が、とりわけ相対的真実性と絶対的真実性とのかかわりで、どのような真実性判断がなされるか。さらに、GAAPに基づいた会計数値の法的性格ないし位置づけはいかなるもので、外部監査人による手続公正による財務諸表の監査と、CEOおよびCFOによる純粋公正による宣誓証明とはどのような関係になるのか。仮に後者に関する訴訟が起きたとき、それと前者の監査証明とはどのような関係になるのか。

この「手続公正」と「純粋公正」の公正概念は会計と法とのかかわりで、とりわけ「法と会計の乖離」という点で、重要な論点である。

* 詳しくは、ホームページの「最近の論考コーナー」に掲載中の拙稿「手続公正、予測分離、そして複式簿記」を参照されたい。

(2003年10月)